
第1章 はじめに

1. 計画策定の趣旨

本市では少子高齢化が進んでおり、一人暮らしを含む高齢世帯が増加しています。その上、高齢者は運転免許証の返納等により、買い物や通院等の日常生活に必要な移動手段の確保が不可欠となっています。

また、人口減少の課題を解決するための若年層の定住を促進する上でも、公共交通の充実が、重要な役割を担います。

これまで、鹿嶋コミュニティバス^{*1}の運行のほか、地域公共交通利用料金助成事業を実施することにより、日常生活における移動手段の確保のほか、JRや鹿島臨海鉄道等との連携を図ってきました。しかしながら、依然として交通空白地帯^{*2}が点在しており、持続可能な地域公共交通網の構築は急務となっています。また、市内のみではなく、近隣市との連携を図り広域的な交通体系についても検討する必要があります。

こうした背景を踏まえ、市民の日常生活に不可欠な移動手段を持続可能な交通体系として確立するため、鹿嶋市地域公共交通網形成計画を策定します。

2. 計画の位置づけ

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の改正が平成26年11月20日に施行され、地域公共交通網形成計画の策定ができるようになりました。本計画は、地域公共交通の現状・問題点、課題の整理を踏まえて、公共交通ネットワーク全体を一体的に形づくり、持続させることを目的に、地域全体の公共交通システムの在り方、住民・交通事業者・行政の役割を定めるものであり、本市の公共交通に関するマスタープランとして位置づけられます。

3. 計画の区域

本計画区域は、市内全域とします。ただし、市域を越える広域交通については、近隣市と調整のうえ計画を検討しています。

4. 計画の期間

平成29年度から平成33年度までの5年間の計画期間とします。